

## JAえひめ中央リフォームローン商品概要説明書 (ジャックス保証型)

(令和元年9月2日現在)

<b>商品名</b>	JAえひめ中央リフォームローン(ジャックス保証型)
<b>ご利用いただける方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当JA地区内に居住またはお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。</li> <li>●お借入時の年齢が満20歳以上で、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。</li> <li>●前年度税込年収が150万円以上ある方 (自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」とします)。</li> <li>●対象の住居が本人または同居家族の所有物件であること。</li> <li>●当JAが指定する保証機関(株ジャックス)の保証が受けられる方。</li> <li>●その他当JAが定める条件を満たしている方。</li> </ul>
<b>資金用途</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●①住宅の増改築および住宅設備機器購入</li> <li>②バリアフリー工事および介護機器購入</li> <li>③キッチン、トイレ、浴室等のリフォーム</li> <li>④エコキュート、太陽光発電システム購入</li> <li>⑤耐震強化工事資金等</li> <li>⑥上記①～⑤の資金とリフォームローンの借換を合わせた資金</li> <li>⑦上記①～⑤の資金と住宅ローンの借換を合わせた資金</li> <li>⑧他金融機関または信販会社から借入中のリフォームローンの借換資金</li> <li>⑨上記①～⑦の資金と同時に家電・家具を購入または買い替えをするための資金</li> <li>⑩10kw以上50kw未満の産業用太陽光発電システム購入</li> </ul>
<b>借入金額</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●10万円以上1,500万円以内(1万円単位)とし、所要額以内とします。 ただし、農業者を除く自営業者は1,000万円以内とします。</li> </ul>
<b>借入期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●6ヶ月以上20年以内(1ヶ月単位)</li> <li>ただし、団体信用生命共済に加入しない方は15年以内、借換資金を含む場合は残存期間の範囲内とします。</li> </ul>
<b>借入利率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。</li> <li>●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。</li> </ul>
<b>返済方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する)のいずれかをご選択いただけます。</li> </ul>
<b>担保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不要です。</li> </ul>
<b>保証人</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当JAが指定する保証機関(株ジャックス)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ただしJAまたは保証会社が必要と認めた場合は連帯保証人が必要です。</li> <li>●団体信用生命共済に加入しない方は、連帯保証人が必要です。</li> </ul>
<b>保証料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保証料分割後払い お客様から当JAへお支払いいただく利息の中から当JAが保証機関へ支払います。</li> </ul>
<b>手数料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不要です。</li> </ul>
<b>団体信用生命共済</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則、団体信用生命共済に加入して頂きます。</li> </ul>
<b>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:089-943-8731)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)</li> </ul>
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>●印紙税が別途必要となります。</li> <li>●現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>